

徳島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

235	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
宮川内牛島 停車場		阿波市土成町宮川内字下り松 七八番二地先から 同 八四番二地先まで		九七・六	令和七年二月七日